広報もりや おしらせ版
http://www.city.moriya.ibaraki.jp/
Public Information MORIYA
2009 7/25

ご存知ですか？ 投票日に投票所へ行けなくても投票できる制度があります

●問合先　市役所総務課内　「選挙管理委員会」　内線 353

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所で投票することを原則としていますが、「投票日に投票所へ行けない」「仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている」などの状況を考慮して、投票日前に投票を行うことができる制度があります。

●期日前投票制度

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で投票ができない方のための制度です。手続きは、期日前投票所に備え付けの宣誓書に記入していただく以外は、投票日の投票所における投票と同じです。

▶**投票期間**　選挙期日の公示（告示）日の翌日から選挙期日の前日まで

▶**投票場所**　市役所の期日前投票所

▶**投票時間**　8：30 ～ 20：00

投票にもいろいろな方法があるんだね!!

大切な一票を無駄にすることのないよう必ず投票しよう!!

明るい選挙キャラクター「選挙のめいすいくん」とその家族

●不在者投票制度

○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

選挙期間中、守谷市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

○指定病院等における不在者投票

指定病院等に入院している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

○郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方や介護認定が「要介護5」の方は、自宅から郵便で投票できる不在者投票制度があります。

※指定病院等・郵便による不在者投票の手続きには日数を要しますので、詳細については早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください

募 集　あなたも経験してみませんか？　20 歳代の投票立会人

●申込・問合先　市役所総務課内「選挙管理委員会」　内線 353

✉ senkyo@city.moriya.ibaraki.jp

投票立会人とは、投票所において、投票事務の執行が公正かつ適正に行われるよう立ち会う人です。

市選挙管理委員会では、若い世代の皆さんに政治や選挙に関心をもっていただき、選挙をもっと身近なものに感じてもらえるよう、期日前投票における投票立会人を募集しています。

今回募集する投票立会人は、投票日ではなく、選挙期日の公示（告示）日の翌日から選挙期日の前日まで行われる「期日前投票」の立会人です。投票がどのように行われているのか、自分の目で確かめてみませんか？

▶**立会の日**　8月14日㈮～8月29日㈯の希望日

▶**立会の時間**　8：30 ～ 20：00

▶**立会の場所**　市役所期日前投票所

▶**応募資格**　市内在住で選挙権を有する20歳代の方

※申込多数の場合は抽選

▶**報酬**　1日　10,500 円

▶**申込方法**　所定の申込用紙（市ホームページからダウンロード可）に記入の上、8月5日㈬までに選挙管理委員会の窓口または郵送・FAX・電子メール（申込用紙を添付）で申し込む

※郵送の場合は8月5日㈬必着

コミュニティ助成事業申請団体募集

●申請・問合先　市役所市民協働推進課　協働推進室　内線136

HP http://www.city.moriya.ibaraki.jp/section/0260/community/

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業の一環として、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するために助成している事業です。

助成対象となる事業実施主体は、自治会・町内会や地域のコミュニティ活動を行っている団体などです（助成団体数は上限が決められており、申請すれば必ず助成されるものではありません）。

▶助成対象及び助成額（10万円単位）

- 一般コミュニティ助成事業
  100万円～250万円
- 緑化推進コミュニティ助成事業
  50万円～200万円
- 自主防災組織育成助成事業
  30万円～200万円
- コミュニティセンター助成事業
  事業費の5分の3以内（限度1,500万円）
  ※市自治公民館補助事業と重複はできません
- 青少年健全育成事業
  30万円～100万円

▶募集団体数
2団体

▶申請方法
申請書（申請先または市ホームページからダウンロード）に必要書類を添えて、8月28日㈮必着で申請する

住民税について問い合わせが多い質問に回答します

●問合先　市役所税務課　市民税G　内線205～207

Q1　会社で住民税が給与天引きになっているのに、なぜ自宅に納付書が届くのですか？

A1　平成21年度から、地方税法改正により、給与分については給与から天引きし、年金分については個人で納付することになりました。65歳以上で介護保険料が年金から天引きされている方は、10月分以降の年金から住民税も天引きになります。65歳未満の方や介護保険料が年金から天引きされていない方は、個人で納付することになります。

Q2　特別徴収税額の決定通知書の項目「その他の所得計」とは何ですか？

A2　平成21年度については、給与から天引きされる給与以外の所得（年金を除く）が記載されています。なお、平成20年度までは、給与以外の所得で給与から天引きされる分が記載されていました。平成21年度から、年金分については、納税通知書が各個人に送付されますので、ご確認の上、納付してください。

Q3　「65歳以上の方は、住民税が10月分以降の年金から天引き」となりましたが、1・2期の他に3・4期分の税額が記載された納付書が届くのは、なぜですか？

A3　3・4期分は、年金以外の収入についての税額となります（会社で給与から住民税が天引きされない分や不動産所得分など）。

Q4　年金から天引きされる分の年税額は、どのように振り分けされるのですか？

A4　①年金所得に対する年税額を半分に割ります②半分を1・2期に分けます。1000円未満の端数分は、1期に繰り入れます（個人納付）③残り半分を3回で割ります。12・2月分は同じ額になり、100円未満の端数分は10月分に繰り入れます（年金から天引き）

> **A4（例）**
> **年税額11,000円の場合**
> ① 11,000 ÷ 2 ＝ 5,500円
> ② 5,500 ÷ 2 ＝ 2,750円
> →〔個人納付：1期3,500円／2期2,000円〕
> ③ 5,500 ÷ 3 ＝ 1,833円
> ※ 5,500 －（1,800 × 2）＝ 1,900円
> →〔年金から天引き：10月1,900円／12月1,800円／2月1,800円〕

Q5　所得とは何ですか？

A5　収入金額から必要経費を引いたものが所得です。給与所得者や年金受給者の方は、国で定めた算出方法によって所得が計算されます。

Q6　確定申告をしたときの控除額と納税通知書の控除額が違うのは、なぜですか？

A6　住民税は住民にとって身近な費用を収入の額に応じて、住民の方に負担していただくという性格の税金のため、所得税よりも納める方の範囲が広くなっています。そのため、控除額についても所得税より住民税の方が低くなっています。納税通知書の8ページに控除額の記載があります。

> **A6（例）**
> **基礎控除**
> **所得税38万円**
> **住民税33万円**
> ※社会保険料控除・小規模共済等掛金控除及び医療費控除以外の所得控除は、所得税よりも控除額が低くなっています

Q7　扶養の範囲内で勤めているのに住民税の納付書が届きました。なぜですか？

A7　住民税は、給与収入で93万円（所得で28万円）を超えると課税になるため、扶養の範囲であっても税金がかかります。よく質問される「103万円」というのは、住民税ではなく、所得税の非課税範囲です。

Q8　確定申告した内容が反映されていないのは、なぜですか？

A8　確定申告期限後（3月17日以降）に申告された方は、内容が住民税に反映されるまで数か月かかります。申告後、5か月を過ぎても更正されない場合は、ご連絡ください。お急ぎの場合は、確定申告の控えを直接市役所にご持参いただければ、その控えを基に住民税を更正します。

Q9　住民税の税率は市町村ごとに違うのですか？

A9　住民税の所得割の税率は全国一律10%（市民税6%＋県民税4%）です。分離課税（不動産や株等の譲渡所得）の税率は、内容によって異なります。また、均等割については都道府県によって異なり、茨城県では、県税に森林湖沼環境税1000円が上乗せになっているため、5000円になります。

Q10　会社を退職すると住民税はどうなりますか？

A10　残りの住民税を給与や退職金で一括納付するか、自分で納付するかを選択することになります。会社の給与事務担当者にご相談ください。

Q11　会社に就職したので、住民税を給与から天引きしてほしいのですが、どうすればいいのですか？

A11　会社の給与事務担当者にご相談ください。納期限を過ぎた分は、給与から天引きできないため、ご自身で納付してください。

Q12　現在、無職なのにどうして納付書が届くのですか？

A12　住民税は前年の収入に基づき課税されます。

Q13　昨年中に収入がありませんでした。所得の欄に「0」と数字の入った非課税証明書を取るにはどうすればいいのでしょうか？

A13　住民税申告書を税務課に提出してください。提出日から平日3日後以降に証明書の交付が可能です（即日交付できません）。ただし、3月15日～6月1日に申告した場合は、6月以降の交付となります。

胃・大腸がん検診受診者募集

●申込・問合先　保健センター　☎48-6000

がんは早期発見、早期治療が大切です。年に一度は検診を受けましょう。
がん検診は被保険者証の種類に関係なく、受診することができます。

▶対象　市内に住所を有する40歳以上（昭和45年3月31日以前生まれ）の方
※次の方を除く：勤務先で検診を受ける方／胃腸疾患で治療中の方／妊娠中または可能性のある方

▶内容　胃がん：バリウムを飲んでのレントゲン検診／大腸がん：便潜血検査

▶料金　胃がん：1,100円／大腸がん：400円
※料金は、検診日当日に徴収（平成22年3月31日現在で75歳以上の方は無料）

▶検診当日の受付時間　①7：00～8：00②8：00～9：00③9：00～10：00④10：00～10：30
※各会場とも時間予約制

▶申込期間　8月17日㈪～9月8日㈫

▶申込方法　内容を確認の上、希望日・受付時間を電話または窓口で伝え、申し込む（土・日曜日を除く8：30～17：15）

月	検診日	会場
9月	24日㈭・25日㈮・26日㈯・27日㈰	保健センター
	28日㈪・29日㈫・30日㈬	市役所
10月	1日㈭・2日㈮・5日㈪	文化会館
	6日㈫	保健センター
	7日㈬・8日㈭・9日㈮	高野公民館
	13日㈫	保健センター
	14日㈬・15日㈭	北守谷公民館
	16日㈮	郷州公民館
	19日㈪	保健センター
	20日㈫・21日㈬	郷州公民館
	22日㈭	保健センター

介護保険料の納付方法が特別徴収（年金からの天引き）の方へ

平成21年度の介護保険料が決定しました

～決定に伴い、８月の仮徴収額が変更になる場合があります～

●問合先　市役所介護福祉課　介護保険Ｇ　内線172・173

７月下旬に「介護保険料額決定通知兼特別徴収開始通知書」を送付します。平成 21 年度の介護保険料年額及び年金支給月ごとの徴収額が記載されていますのでご確認ください。

また、保険料年額の決定に伴い、８月の仮徴収額が変更になる場合があります。これは、仮徴収額と本徴収額で納付する額に大きな差が生じる方に対し、その差額を解消するため、年金支給月ごとの徴収額を平準化する（＝毎回の徴収額をほぼ同額になるようにする）ものです。

＜８月の仮徴収額が変更になる方の例：介護保険料年額 47,200 円の場合＞

例１　前年度２月の納付額が 10,000 円のとき

単位：円

	前年度	仮徴収額			本徴収額			翌年度の仮徴収額
	H21年2月	４月	６月	８月	10 月	12 月	H22年2月	H22年4・6・8月
変更後 （変更前）	10,000	10,000	10,000	3,500 ↑ （10,000）	7,900 ↑ （5,800）	7,900 ↑ （5,700）	7,900 ↑ （5,700）	7,900 ↑ （5,700）

H21年2月と同額

介護保険料年額から仮徴収額分を差し引いた残額

H22年2月と同額

例２　前年度２月の納付額が 5,000 円のとき

単位：円

	前年度	仮徴収額			本徴収額			翌年度の仮徴収額
	H21年2月	４月	６月	８月	10 月	12 月	H22年2月	H22年4・6・8月
変更後 （変更前）	5,000	5,000	5,000	13,500 ↑ （5,000）	7,900 ↑ （10,800）	7,900 ↑ （10,700）	7,900 ↑ （10,700）	7,900 ↑ （10,700）

H21年2月と同額

介護保険料年額から仮徴収額分を差し引いた残額

H22 年２月と同額

８月の仮徴収額を減額または増額し、10・12・２月の徴収額を納期（年６回）１回あたりの平均額（＝7,900 円）にします（端数の金額がある場合は 10 月で調整）。

⇒　翌年度の４・６・８月の徴収額も 7,900 円となり、以降も概ね（おおむね）7,900 円での納付が続き、年金支給月ごとの徴収額が大きく違ってしまうことがなくなります。

もし仮徴収額の変更を行わないと…

４・６・８月の徴収額が高く（安く）、10・12・２月の徴収額が安く（高く）なります。翌年度は４・６・８月の徴収額が安く（高く）なり、10・12・２月の徴収額が高く（安く）なります。

⇒　いつまでも年金支給月ごとの徴収額にばらつきが出てしまいます。

● **介護保険料の徴収方法が普通徴収（納付書での納付）の方へ**

８月中旬に「介護保険料納入通知書（兼領収証書）」を送付します。詳しくは８月 10 日号の広報もりやでお知らせします。

ストップ！地球温暖化

スーパーでレジ袋の無料配布が中止（有料化）になりました！

市内各所で街頭キャンペーン

茨城県内の食品スーパーや百貨店など 27 事業者の 363 店舗で７月１日、レジ袋の有料化が始まりました。全県的な取り組みは全国８県目です。

これに先立ち６月 29 日、守谷市、守谷市消費者の会、事業者が協働で、レジ袋削減とマイバッグの利用促進を買い物客に呼びかけました。

▲アピタ守谷店

レジ袋の削減は、環境にやさしいライフスタイルに近づく「きっかけ」として身近に取り組めます。一人ひとりの小さな行動が、茨城県全体では大きな効果となります。

次世代へ美しい地球環境を引き継ぐため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。ぜひ買い物にはマイバッグを持参しましょう。

▲カスミフードスクエアロックシティ守谷店

皆さん、買い物に行ったら次のような行動をお願いします

○マイバッグやマイバスケットを持参し、「フクロいりません！」と言ってみましょう
○ガムやジュース１本などを買う時も「フクロいりません！」と言ってお買上げシールを貼ってもらいましょう
○使用済のレジ袋も、小さくたたんでバッグに入れておくと便利！　繰り返し使いましょう
○マナーを守って楽しくお買い物！　マイバッグは折りたたんだまま買い物しましょう

リサイクル伝言板を利用してみませんか？

使わなくなった物をごみとして捨てるのではなく、リサイクルしてみませんか？
ごみを出す習慣からリサイクルする習慣へ！　●問合先　市役所生活環境課　内線 145

▶申し込み～成立の流れ

申し込み（・あげます・ください）➡ 受付（生活環境課職員が受け付けします）➡

➡

➡

▶申込方法

○生活環境課窓口で申し込む
- 月～金曜日（祝・休日を除く）　8：30 ～ 17：15
- 生活環境課前のリサイクル伝言板に置いてある「あげます」「ください」申込用紙に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。

○電話で申し込む
- 月～金曜日（祝・休日を除く）　8：30 ～ 17：15

☎ 45-1111　内線 145

○ FAX で申し込む　FAX 45-6527

○郵送で申し込む

〒 302-0198　守谷市大柏 950-1　生活環境課　宛

○インターネットで申し込む

HP http://www.city.moriya.ibaraki.jp/section/0210/recycle_bbs/

▶取扱商品

廃棄する場合に粗大ごみとなるものに限ります。

※育児用品、介護用品、本、衣類、食器、樹木、草木も可

※動物（生き物）は申し込みできません

▶リサイクル伝言板設置場所

市役所生活環境課前

▶掲示期間

受付日から１か月間

▶申込内容

- 名前※　・住所※　・電話番号※

※必須項目（記入がない場合、受付できません）

- 品物名（メーカー、機種）　・購入年月日
- 内容／程度（サイズ、色、傷、汚れ程度）
- 市ホームページ掲載希望の有無
- メールアドレス（市ホームページ掲載希望者のみ）

▶受渡方法

リサイクル伝言板（生活環境課前設置）や市ホームページに掲載してあるリサイクル伝言板の内容に興味をもった場合は、当事者に直接連絡を取り、受け渡しを行ってください。

▶受渡完了後の連絡

受け渡しが完了したら、生活環境課へ受渡完了の連絡（窓口・電話・FAX・郵送・市ホームページ）をしてください。

情報ひろば

※市内公共施設の電話番号は最終頁参照

お知らせ

道路工事のお知らせ

道路冠水対策工事及び道路維持工事を実施します。皆さんには交通規制等でご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いします。

①20国補冠水対策第1号・21冠水対策第5号合併工事
▼工事場所　百合ケ丘地内▼工期　7月上旬～9月30日▼工事時間　午前9時～午後5時▼請負者　㈲須賀緑化土木

②21冠水対策第2号工事
▼工事場所　本町地内▼工期　7月中旬～9月18日▼工事時間　午前9時～午後5時▼請負者　㈲丸彰

③21道路維持第11号工事
▼工事場所　百合ケ丘地内▼工期　7月中旬～8月31日▼工事時間　午前9時～午後5時▼請負者　㈲みどり園造園土木
▼問合先　市役所建設課道路建設G　内線254・256

野焼きは禁止です！

廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」は、法律で一部例外を除き禁止となっています。また、焼却炉を使用する場合でも、構造基準（助熱装置、送風機、温度測定装置など）を満たしたものでないと使用できません。

例外として認める廃棄物の焼却

①国または地方公共団体が、施設管理を行うために必要な焼却（河川敷・道路側の草焼き等）
②災害予防や応急対策または復旧のために必要な焼却（火災予防訓練等）
③風俗習慣または宗教上の行事で必要な焼却（どんど焼き等）
④農業・林業・漁業を営むうえでやむを得ない焼却（稲わら・枯草の焼却）
⑤たき火その他日常生活上で通常行われる焼却で軽微なもの（キャンプファイヤー等）

ごみを燃やしたときに発生する煙には、有害なダイオキシン等が含まれている恐れがあるだけではなく、臭いが洗濯物についてしまうなど、近隣の方に迷惑がかかります。より良い生活環境を作るため、「野焼き」は絶対にやめましょう。

▶**問合先**　市役所生活環境課　内線143・144

都市計画法の開発許可を受けて工事を行う皆さんへ

都市計画法第29条の規定に基づく開発許可を受けた方は、工事が完了したときに知事に完了届を提出し、完了検査を受ける必要があります。

検査済証の交付を受けていないと、今後の増改築や用途の変更等の際に支障が生じることがありますので、必ず完了検査を受けてください。

▼**問合先**　県南県民センター建築指導課　☎029-822-7079

知っていますか？　建退共制度
～建設現場で働く人のための退職金制度～

〇安全・確実・手続き簡単です
〇経営事項審査で加点評価の対象となります
〇掛金の一部を国が助成します
〇掛金は全額非課税となります
〇退職金は企業間を通算して計算されます
●**問合先**　独立行政法人　勤労者退職金共済機構　建退共茨城県支部　☎029-225-0095
HP http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/

浄化槽をお使いの皆さんへ法定検査を受けましょう

浄化槽の所有者は、保守点検と清掃を定期的に行い、それらが適正に行われているかを確認するための法定検査を受けることが法律で義務付けられています。

この法定検査を受けていない方には、指導・勧告・命令が出されます。この場合、県の職員が直接、受検指導にお伺いすることがあります。さらに、命令に違反した場合には、過料に処せられることがあります。

必ず県指定検査機関である㈳茨城県水質保全協会に申し込みのうえ、受検してください。

▼**申込先**　㈳茨城県水質保全協会　☎029-227-4821
▼**問合先**　茨城県生活環境部廃棄物対策課　☎029-301-3020

県自由業団体連絡協議会（八士会）による無料相談

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士が、相談に応じます。

法律や行政、税務、会計、労働・社会保険、不動産についての相談がある方は、気軽に来場してください。

▼**日時**　9月6日(日)午前9時30分～午後3時（受付は午後2時30分まで）※当日受付順・事前予約不可▼**場所**　水戸市民会館101・102・103号会議室（水戸市中央1-4-1）▼**費用**　無料
▼**問合先**　㈳茨城県不動産鑑定協会事務局　☎029-246-1222

小児救急医療電話相談

●茨城子ども救急電話相談

お子さんが急な病気で心配なとき、ご相談ください。費用は無料です。今年度から相談時間を1時間延長しました。

▼**相談時間**　午後6時30分～11時30分▼**電話番号**　**#8000**（プッシュ回線の固定電話、携帯電話以外の電話からは**029-254-9900**）※通話料は利用者負担

●茨城県救急医療情報コントロールセンター

救急医療機関を探しているときにお電話ください。

▼**電話番号**　**029-241-4199**（年中無休24時間対応）

就職の専門家が応える無料就労相談

いばらき若者サポートステーションでは、就職活動で悩んでいる若者及びその家族などのために、相談会を行っています。

▼**相談日**　毎月第2木曜日午後1時～5時▼**場所**　中央公民館▼**内容**　個別相談（1人1時間程度）▼**申込方法**　電話でいばらき若者サポートステーション事務局まで申し込む（予約制）
▼**申込先**　若者サポートステーション事務局　☎029-259-6860

平和パネル展開催
広島・長崎の原爆パネル多数展示

広島・長崎に原爆が投下され64年の歳月が流れました。しかし、今なお被爆された多くの方々が癒えることなく苦しんでいます。64年前の惨事を2度と繰り返さないよう、また風化させないようにと原爆パネル展を開催します。

▶**展示期間**　8月3日(月)～14日(金)
▶**展示場所**　市役所1階ロビー
▶**主　　催**　守谷平和の会
▶**後　　援**　守谷市、茨城県平和委員会

守谷市商工会エコ活動中
使用済み天ぷら油回収中

使用済みの天ぷら油を捨てないで！回収して精製すれば、空気を汚しにくい『バイオディーゼル燃料』になります。精製工場で精製すると100リットルの天ぷら油が90リットルのバイオ燃料になります。二酸化炭素削減・地域温暖化防止にご協力ください。

☆肉団子、唐揚げ等を揚げた後の油も回収します
☆天かすをこす必要はありません
☆ペットボトルに入れ、こぼれないようにふたをしてください
☆守谷市商工会にご持参ください

こんなにいいことがあります

〇各家庭の天ぷら油を回収することで、市内のゴミ量が減ります
〇ゴミ焼却量が減り、二酸化炭素削減ができます
〇回収した天ぷら油で作られたバイオ燃料は有毒な排気ガスが非常に少ないので、空気を汚さず二酸化炭素削減ができます

▶**問合先**　守谷市商工会女性部
☎48-0339　守谷市本町19番地

食育事業（Ⅲ）
種から野菜を育てよう！ ベジタブルレンジャー

ダイコン
コマツナ
ホウレンソウ

　種まきから野菜を育て、収穫するまでの一連の作業（草取り、間引き等）を親子で体験してみませんか？　自分たちで育てた特別な野菜の味を堪能しよう‼

ベジタブルレンジャー開催予定日

実施日	内　容	集合場所
9月12日(土) 雨天時9/13(日)	肥料まき 種まき	地域子育て支援センター駐車場
10月3日(土) 雨天時10/4(日)	除草 間引き	
10月31日(土) 雨天決行	発育状況確認 除草	
11月28日(土) 雨天決行	発育状況確認 除草	
1月16日(土) 雨天決行	収穫体験 作って食べよう ＜調理実習＞	地域子育て支援センター駐車場・収穫後保健センターへ移動

※時間は９:00～10:00（１月16日は畑での収穫後、保健センターで調理実習のため９:00～13:00）
※収穫体験は野菜の生育により日程に前後あり
▶**応募資格**　市内在住の小学１～２年生とその保護者
▶**募集人数**　10組（１家族２名まで）
※申込多数の場合は抽選
▶**費　　用**　親子１組500円（全５回分）
▶**申込方法**　はがきに住所、氏名（ふりがな明記）、年齢（子ども）、電話番号を記入し８月14日(金)必着で申し込む
※結果は８月17日ごろ発送予定
▶**講　　師**　椎名勝利氏
▶**実施場所**　野木崎地内の畑
▶**主　　催**　児童福祉課、地域子育て支援センター・夢っ子
▶**申込・問合先**　〒302-0117　守谷市野木崎1947-2　守谷市地域子育て支援センター・夢っ子「食育事業（Ⅲ）係」☎45-2462

開催

同和教育講演会

　市では、同和問題の早期解決を図り、市民の理解と認識を深めるため、同和教育講演会を開催します。
　同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障されている基本的人権にかかわる重要な課題です。皆さんぜひ、ご参加ください。入場は無料です。
▼**日時**　８月７日(金)午後０時30分～受付▼**会場**　中央公民館▼**日程**　午後１時開会・ビデオ上映／午後２時10分～３時40分　講演会《お互いに学び出会いを大切に》講師　大湾昇氏（徳島県同和地区青少年団体連絡協議会「止場の会」事務局）／午後３時50分閉会▼**主催**　守谷市、市教育委員会
▼**問合先**　市役所市民協働推進課　人権推進室　内線137、市役所学校教育課　内線283

出会いパーティー

▼**日程**　①８月15日(土)ホテルグランド東雲（つくば市小野崎488－1）②23日(日)守谷市民交流プラザ（御所ケ丘5－25－1）③30日(日)イーアスつくば（つくば市研究学園C50街区1）▼**時間**　①②午後1時30分～5時③午後1～4時▼**対象**　①35～40歳の男女各20名②③40歳までの男女各20名、40歳以上の男女各15名
※超過の場合抽選▼**参加費**　男性5000円、女性1000円▼**共催**　いばらき出会いサポートセンター　NPO法人ベル・サポート
▼**申込・問合先**　☎02－80－87－7085

県民公開セミナー「がんにならない　がんに負けない」

　肺がんに対する正しい知識を身につけましょう。
▼**日時**　９月12日(土)午後１時30分～４時▼**会場**　つくば国際会議場▼**対象**　県内在住の方200名▼**参加費**　無料▼**申込方法**　「公開セミナー参加希望」・氏名・住所・電話番号・参加人数を明記の上、FAX・電子メールまたは電話で申し込む
▼**申込・問合先**　茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター　企画情報室　☎0296－77－1121　FAX 0296－77－2886　✉seminar@chubyoin.pref.ibaraki.jp

募集

茨城県警察官採用試験

▼**受付期間**　８月18日(火)まで▼**受験資格**　《警察官A》昭和55年４月２日以降生まれで、大学（短期大学を除く）を卒業（平成22年３月31日までに卒業見込み含む）した方《警察官B》昭和55年４月２日～平成４年４月１日生まれで、警察官Aの受験資格に該当しない方▼**試験日**　９月20日(日)▼**採用予定日**　平成22年４月１日▼**試験会場**　土浦第一高等学校ほか３会場
▼**申込・問合先**　茨城県取手警察署　警務係　☎0297－77－0110　内線210～212

平成21年度入国警備官採用試験

▼**受験資格**　昭和61年４月２日～平成４年４月１日生まれで欠格事項に該当しない方▼**採用予定数**　約50名▼**試験**　《第１次》９月27日(日)教養、作文試験《第２次》10月20日(火)・21日(水)人物試験、体力検査等▼**受付期間**　簡易書留による郵送または持参の場合、８月４日(火)消印有効まで／インターネットの場合、７月28日(火)午後５時まで
▼**申込・問合先**　法務省東京入国管理局　☎03－5796－7111
HP http://www.jinji-shiken.jp/moushikomi-s34.html

食生活改善推進員養成講座　あなたも食生活改善推進員になりませんか？

　食生活改善推進員は、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、料理講習会等の「食」を通じた健康づくりのボランティア活動を行っています。
　食と地域活動に関心のある方の受講をお待ちしています。
▼**受講要件**　全日程受講可能で、講座終了後は市食生活改善推進員としてボランティア活動に参加できる市内在住の女性▼**募集人数**　先着30名▼**受講料**　無料（移動研修時の体験教室・食事代は自己負担）▼**申込方法**　８月５日(水)以降に電話または窓口で申し込む（土・日曜日を除く午前８時30分～午後５時15分）
▼**会場・申込・問合先**　保健センター　☎48－6000

― 食生活改善推進員養成講座　日程表 ―

日　時	内　容
９月７日(月) ９:30～12:00	開講式／国民の健康状況について／生活習慣病の概要と予防のポイント
９月30日(水) 10:00～15:00	栄養の基礎知識・調理実習／食生活改善推進員と地区組織活動について
10月７日(水) 10:00～15:00	年代別の食生活のポイント・調理実習／食品衛生と食環境保全について
10月19日(月) 10:00～13:00	食事バランスガイドの活用法・調理実習
10月30日(金) 10:00～11:30	身体活動・運動について
11月４日(水) ８:30～17:00	移動研修
11月20日(金) 10:00～15:00	献立の立て方・調理実習／健康日本21について
12月９日(水) 10:00～12:00	守谷市の活動について・まとめ／閉講式

暮らしのコーナー

「新型インフルエンザの薬があります」と突然の電話が…

【内容】
　午前９時ごろ、若い男性の声で、自分を名指しして新型インフルエンザの薬の購入を勧める電話があった。「インターネットで人気の、豚インフルエンザの薬を販売しています。100錠で8000円です」などと言われたが、そんな薬はないと思ったので断った。

【ひとこと助言】
- インフルエンザの治療薬は、医師の処方に基づき服用すべきものです。悪質業者の言葉を信じてその商品を服用することは危険が伴います。また、もし新型インフルエンザに感染していた場合、早期に適切な治療を受ける機会を失い、重篤になる危険性があります。
- 新型インフルエンザへの不安に便乗して、「予防する」などとうたい、効能や効果が確認されていない健康食品や治療器具、衛生用品等を販売する商法が出てくるおそれがあります。
- 商品購入等のトラブルにあったら、消費生活センターにご相談ください。

【相談先】市消費生活センター　☎45-2327
月～金　9:00～12:00・13:00～16:00

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先　市役所市民協働推進課　安全・安心対策室　内線 138

さあ夏休み！ 子どもを犯罪被害から守るために

楽しい夏休みが始まりました。
家族旅行や海水浴…子どもたちは開放感でいっぱい。でもちょっと待って！
子どもたちの周りには、さまざまな誘惑や危険が潜んでいます。
子どもたちが犯罪や事故に巻きこまれないために、家族みんなで防犯対策を考えましょう！

【守ろう　４つの約束】

○ひとりにならない
子どもが犯罪に巻き込まれるケースの多くが、一人でいるときです。

○誘われてもついていかない
知らない人はもちろん、たとえ知っている人からの誘いであっても、家の人に確認を取るよう子どもに約束させましょう。

○出かけるときは家の人に話そう
「だれと　どこで　何時まで」
外出時には、必ず行き先や用件、一緒の友達、帰宅時間を聞いてから送り出しましょう。

○何かあったら大声で叫ぶ
危険を感じたらすぐ逃げる
万が一、危険な目に遭っても、恐怖心で声が出せない、助けを呼べないといったことも考えられます。日ごろから大声を出す訓練もしておきましょう。大声は練習しないと出せないものです。また、不安を感じたらすぐに逃げるという行動を起こすよう教えましょう。

【お子さんと一緒に確認しましょう】

○子ども１１０番の家の場所
○人通りの少ない場所や危険な場所
○見通しの悪い死角や交通事故の多い場所
不審者に声を掛けられたり、身の危険を感じたときに駆け込めるのが「子ども１１０番の家」です。よく行く場所や自宅の近くを子どもと一緒に回り、危険な場所やいざという時の逃げ込めそうな場所等を確認しておきましょう。

【子どもは地域の目で守ろう】

子どもを犯罪から守るためには、地域ぐるみの取り組みも必要です。ひとりで遊んでいたり、夜遅くまで遊んでいるお子さんを見かけたら、早く帰るよう声を掛けてください。また、不似合いな子ども連れや不審者を見掛けたら、１１０番通報してください。

取手警察署からのお知らせ

取手警察署管内では「ひったくり」が急増しています。いずれも駅から１km 前後の人通りが少ない場所で、午後７時から午前０時ころにかけて女性が狙われています。犯人は軽自動車に乗った男の二人組です。

車が後ろから近づいてきたときには、特に用心してください。また、バッグ等の持ち方にも注意を払い、抱えるか、たすき掛けに持ちましょう。肩に下げる場合は必ず車道の反対側の肩に掛けるよう心がけましょう。

取手警察署　生活安全課　☎ 0297-77-0110

★☆無事故で過ごそう夏休み☆★
～楽しい夏休みにするために、交通事故から子どもを守りましょう～

止まれ　交通

●夏休み中の事故の特徴

夏休みになると開放的になり、夏休み期間外と比べ「飛び出し」、「安全不確認」による出会頭の衝突、「道路での遊び」による事故などが多く見受けられます。

●交通事故に遭わないために

- 道路で遊んだり、急に飛び出すのは危険！絶対にやめましょう。
- 道路に出るときは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。特に夕暮れ時は車から見えにくく、事故に遭いやすい時間帯です。
- 自転車に乗るときは、一時停止や徐行など交通ルールを必ず守り、正しい乗り方で安全運転を心がけてください。

夏の交通事故防止県民運動
７月 20 日～８月 20 日
気をつけよう
自転車　飛び出し
事故のもと

守谷市の交通事故発生状況（６月）　件数 14 件　死者数　０人　負傷者数 21 人

取手医師会健康教室

乳幼児の成長発達のチェックポイント（その１）

乳幼児健診ではこどもの成長、発達をチェックし、その月齢、年齢に応じた育児上のアドバイスなどをしますが、成長、発達のチェックはいつでもよいというわけではなく、おおよそこの月齢でチェックした方がよいという目安があります。特に乳児期で最も異常が発見されやすい月齢（key month）としては満４、７、10 か月があり、今回はこれらの月齢を中心にチェックポイント、およびよく受ける質問などについて簡単に説明してみたいと思います。健診を受けられるときの参考にしてください。

１か月健診　key month ではありませんが、生まれて最初の健康チェックとなります。この時期の最大のチェックポイントは体重の増加です。よく受ける質問としては①「まだ肌が黄色い」、②「よく吐く」、③「鼻がつまって苦しそう」などというものがあります。いずれも心配の無いことが多いのですが、①については便の色が白っぽくないか、②、③については体重の増加が順調かどうかが最大のチェックポイントです。

４か月健診　母子手帳には３～４か月健診と記載されていますが、４か月は他の健診月齢と比べて非常に大切な発達チェックの月齢（key month）ですので、４か月を過ぎてから健診を受けることをおすすめします。首の座りが完了し、はっきりと追視ができるようになり、あやすと声を出して笑うようになります。これらのどれか１つでも達成していない場合は異常の疑いが強く、慎重に経過をみる必要があります。

７か月健診　７か月ではお座りができている必要があります。完全にひとり座りできなくても、手をついてしばらくの間座っていられれば正常です。さらに周囲に対する反応も活発になって、欲しがるものがあると声を出し、手を伸ばしてつかんで口にもっていったりします。このように動きが少し活発になってくる時期ですので、そろそろ誤飲、転倒、転落などの事故防止に十分配慮する必要がでてきます。

10 か月健診　この時期には立位の状態をみるのが重要です。つかまって立ち上がり、テーブルを回って欲しいものを取りに行くことができるようになります。またこの時期になると一般的に、はって前へ進むことができます。つかまり立ちができないのは異常ですが、はいはいについては個人差があり、はわないからといってすぐ異常ではありません。一方、この時期には行動範囲の広がり、好奇心の高まりにともなってさらに事故の頻度が増加するため事故に対する一層の配慮が必要です。また、乳児期に受けるべき予防接種についてあらためてチェックすることも重要です。

地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援について

総務省では、経済的な理由等で地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を予定しています。

①支援の対象となるのは？

「日本放送協会（ＮＨＫ）の受信料の全額免除を受けている世帯」が対象です（具体的には、生活保護世帯等、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者）。
※すでに地上デジタル放送を視聴されている世帯は支援の対象外です

②受けられる支援の内容は？

現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易チューナー」の無償給付をします。アンテナ改修等が必要な場合にはその支援も行います。

③申込先は？

今のところ未定です。決まり次第申込方法を含めて改めてお知らせします。

④支援の開始の時期は？

平成 21 年秋以降を予定しています。具体的な日程等は改めてお知らせします。

⑤注意点！

- 支援の申し込みには、ＮＨＫと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。お早めに契約手続きをお願いします。
- 支援は現物給付となります。自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用を清算することはできません。

▶問合先
- 支援制度全体について
総務省地デジコールセンター　0570 - 070101
- ＮＨＫとの受信契約、受信料免除について
ＮＨＫ視聴者コールセンター　0570 - 077077

2009年7月25日発行　広報もりやおしらせ版　ホームページアドレス　http://www.city.moriya.ibaraki.jp/

8月　AUGUST

日	行事
1土	夕べのコンサート（・8・22日・9/5　18：00～　市役所） 郷土料理を知ろう！味わおう！（9：30～　保健センター） 大野ふれあいまつり（16：00～　大野小学校校庭）
2日	
3月	**図書館休館日**
4火	親子で簡単ピザづくり教室（10：00～　保健センター） こころのリハビリ（·18日9：30～　保健センター） おはなし会（·7·8·19·22·25日11：00～　中央図書館）
5水	
6木	**空き缶・ビン収集日**
7金	同和教育講演会（13：00～　中央公民館）
8土	**守谷親子読書の日**
9日	
10月	トランポリン教室（～11日　常総運動公園総合体育館） 粗大ごみ戸別収集申込期間（～14日）　**図書館休館日**
11火	
12水	税務相談（13：00～　市役所）　**粗大ごみ戸別収集日**
13木	**紙・布類収集日**
14金	
15土	
16日	
17月	**各公民館・図書館休館日**
18火	
19水	職業相談（9：30～　文化会館） カップラーメン4兄弟で錯覚の実験（10:00～　北守谷公民館）
20木	**空き缶・ビン収集日**
21金	おひざでだっこおはなし会（11：00～　中央図書館）
22土	外来生物の脅威～アルゼンチンアリのはなし（10：00～　北守谷公民館）
23日	夏休み親子ものづくり体験教室（10：00～　中央公民館）
24月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～28日）　**図書館休館日**
25火	
26水	**粗大ごみ戸別収集日**
27木	**紙・布類収集日**
28金	**図書館休館日**
29土	きらめき守谷夢彩都フェスタ2009（～30日10:00～守谷駅西口駅前広場）
30日	
31月	**市・県民税2期、国民健康保険税2期、後期高齢者医療保険料2期、介護保険料3期納期限**　**図書館休館日**

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁(8:30～12:00・13:00～17:15)しています
※中央図書館の木曜日の開館時間は13:00～18:00です

8月の各種相談

※法律相談は、同一事案の相談は受け付けていません

相談	日時	場所	備考
法律相談	18日 9：00～12：00	市役所	11日9：00から要予約 ☎45-1249
行政相談	10日 13：00～16：00		－
教育相談（ラボールルーム）	日・月・水・金曜日 9：00～16：30		☎0120-783018
若者就労支援相談	13日（第2木曜日） 13：00～17：00	中央公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎029-259-6860
不登校相談	火～金曜日 8：30～17：15	学びの里内	☎45-2655
こころの健康相談	20日 13：30～15：30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎48-6000
家庭児童相談	月～金曜日 8：30～17：00	家庭児童相談室（市民交流プラザ内）	☎45-2314
心配ごと相談	14：00～16：00 ●ふくし　3日 ●年金･労務10日	いきいきプラザ・げんき館（社会福祉協議会）	☎45-0088
電話相談	金曜日 10：00～15：00		☎48-5555
消費生活相談	月～金曜日 9：00～16：00	消費生活センター（市役所内）	☎45-2327 12：00～13：00は除く
生活機能相談	火曜日 10：00～17：00	市役所介護福祉課	要予約 ☎45-1111内線172～176

機関名	電話番号	FAX番号
市役所（代表）	45-1111	—
秘書課	45-2240	45-6529
企画課	45-2309	
総務課	45-1883	
財政課	45-1795	45-2590
税務課	45-1564	
収納推進課	—	
総合窓口課	—	45-6525
国保年金課	—	
市民協働推進課	—	45-6526
会計課	—	45-1113
経済課	45-2096	45-5703
消費生活センター	45-2327	45-1286
農業委員会	—	45-5703
学校教育課	45-2195	
生涯学習課	45-2174	
指導室	45-2184	
社会福祉課	45-1691	45-6527
介護福祉課	45-1744	
地域包括支援センター	—	
児童福祉課	45-1679	
生活環境課	45-5339	
都市計画課	45-1963	45-2804
建設課	45-2094	
議会事務局	—	45-6528
上下水道事務所	48-1842	48-6087
保健センター	48-6000	48-6319
保健センター（諸証明収納担当）	48-1133	20-6201
中央図書館	45-1000	45-7500
中央公民館（仮予約☎48-6732）	48-6731	45-8003
郷州公民館（仮予約☎48-6724）	48-6711	46-0310
高野公民館（仮予約☎45-5419）	45-5411	20-6311
北守谷公民館（仮予約☎48-2606）	47-0111	47-0112
文化会館	48-7911	20-6017
もりや学びの里	48-0525	45-0625
国際交流研修センター	48-2255	48-2255
市民活動支援センター	46-3370	46-3320
テニスコート受付	45-0271	—
学校給食センター	48-0253	48-5388
北守谷児童センター（キ・ターレ）	45-2278	45-4062
南守谷児童センター（ミ・ナーデ）	21-1224	21-1277
家庭児童相談室	45-2314	45-2920
地域子育て支援センター	45-2462	48-8804
土塔中央保育所	48-1876	48-8799
北園保育所	48-4897	48-8794
もりやファミリー・サポート・センター	45-2432	45-2705
障害者福祉センター	45-9801	45-9802
こども療育教室	47-0220	—
いきいきプラザ・げんき館	45-2940	48-5554
社会福祉協議会	45-0088	
(社)シルバー人材センター	48-8591	48-8965
守谷地区交番	46-0110	—
久保ケ丘交番	48-0110	—
南守谷交番	45-0110	—
守谷消防署	46-0119	48-1981
守谷消防署南守谷出張所	20-0119	—
常総運動公園	48-5675	45-7365
白寿荘	48-3217	48-2503

発行者／守谷市長　会田真一　編集／守谷市役所総務部秘書課
〒302-0198　茨城県守谷市大柏950-1　☎0297-45-1111（代表）
※この広報紙は、再生紙を使用しています